

# 地方消費税

この税金は、地方分権の推進、地域福祉の充実のため、地方税源の充実を図ることとし、消費に広く負担を求める地方独立税として創設され、平成9年4月1日から実施されているものです。

## 納める人

- ・国内取引：課税資産の譲渡等（商品、製品の販売、サービスの提供等）を行った事業者
  - ・輸入取引：輸入品を保税地域から引き取る者
- ※保税地域とは、外国から日本に運び込んだ貨物を置いていても、関税の支払いが猶予される場所をいいます。

## 納める額

国に納めるべき消費税額の78分の22です。

これを消費税率に換算すると

「消費税（国税）7.8%×22/78＝地方消費税2.2%」となります。

国民が支払う10%のうち7.8%が国の消費税で、残りの2.2%が地方消費税となります。

「酒類・外食を除く飲食料品」、「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」には、軽減税率（地方消費税1.76%。消費税と合わせて8%）が適用されます。

## 申告と納税

- ・譲渡割（国内取引に係る地方消費税）  
当分の間、消費税と併せて税務署に申告し、納付します。
- ・貨物割（輸入取引に係る地方消費税）  
消費税と併せて税関に申告し、納付します。

## 県の収入

国（税務署・税関）は、地方消費税の納付があった月の2か月後の末日までに県に払い込みます。

## 市町村への交付

地方消費税は、消費に関連する指標により、全国の税収が各都道府県間で清算された後、その額の2分の1が市町村に交付されます。

# 不動産取得税



## 納める人

土地や家屋を売買、贈与、交換、建築（新築、増築、改築）等により取得した人です。この場合の取得は、有償、無償及び登記の有無は問いません。



## 納める額

取得したときの不動産の価格 × 税率（※）

（※）土地や家屋の取得の時期によって、下表のとおり税率が適用されます。

不動産を取得した時期	土地	家屋	
		住宅	住宅以外
平成20年4月1日から令和6年3月31日まで	3%	3%	4%

「不動産の価格」は、購入価格や請負価格ではなく、次によって決定されます。

- ・土地や家屋を売買、贈与、交換などにより取得したときは、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格によります。なお、宅地は価格を2分の1とする軽減が適用されます。
- ・新築、増築、改築した家屋や造成した土地など新たにできた不動産については、調査のうえ、固定資産評価基準により評価し算出した価格によります。



## 免税点

次の場合には、不動産取得税は課税されません。

- ・取得した土地の価格が10万円未満の場合
- ・売買、贈与等により取得した家屋の価格が12万円未満の場合
- ・建築した家屋の価格が23万円未満の場合



## 申告と納税

- ・不動産を取得した日から60日以内に、その不動産の所在地を管轄する県税事務所に申告してください。なお、不動産の登記を行った場合は申告不要です。
- ・納税通知書に記載されている納期限までに納税します。

## あなたのお家はこうなります！

### 【宅地と新築住宅を購入した場合】

- ・価格  
土地：1,000万円／250㎡  
家屋：1,400万円／150㎡
- ・当初の税額  
土地：1,000万円 × 1/2 × 3% = 150,000円  
家屋：1,400万円 × 3% = 420,000円  
合計 570,000円
- ・減額後の税額  
★土地（減額できる額） = 土地 1㎡当りの価格 × (住宅の床面積 × 2) × 3%  
(200㎡限度)  
(1,000万円 × 1/2 ÷ 250) × 200㎡ × 3% = 120,000円  
減額後の実際に納付する額 = 150,000円 - 120,000円 = 30,000円  
★家屋（控除後の納付する額） (1,400万円 - 1,200万円) × 3% = 60,000円



## 住宅及び住宅用土地の税の軽減

◎住宅を取得した場合、住宅の価格から表Aの額が控除されます。

【表A】

区 分	控除適用の要件（全てに該当することが必要）	控 除 額
住宅の建築 (新築・増改築) 新築住宅の購入	①延べ床面積が次の要件に該当するもの (「特例適用住宅」といいます) ア 延べ床面積(※1)が50㎡以上240㎡以下 イ 共同住宅等で貸家の用に供される場合は独立的に区画された部分が40㎡以上240㎡以下	1,200万円
認定長期優良住宅である住宅の新築	②新築された認定長期優良住宅(※2)で次に該当するもの (「特例適用住宅」といいます) ア 延べ床面積(※1)が50㎡以上240㎡以下 イ 共同住宅等で貸家の用に供される場合は独立的に区画された部分が40㎡以上240㎡以下	1,300万円 新築年月日：H21.6.4～ R6.3.31
既存(中古)住宅の取得	③既存(中古)住宅で次の全てに該当するもの (「特例適用既存住宅」といいます) ・取得者自らが居住するものであること ・延べ床面積が50㎡以上240㎡以下であること ・次のいずれかの要件に該当するものであること ア 昭和57年1月1日以降に新築されていること イ 耐震基準に適合していることが取得前に証明されていること(※3) ウ 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていること(※4)(平成25年4月1日以降に取得に限る) エ 耐震基準不適合住宅を取得した日から6か月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合している証明を受けた後に入居していること(平成26年4月1日以降の取得に限る)	新築年月日 控除額 S56.7.1～S60.6.30 420万円 S60.7.1～H1.3.31 450万円 H1.4.1～H9.3.31 1,000万円 H9.4.1以降 1,200万円

(※1)住宅用附属家(物置、車庫等)、マンションの共用部分も含まれます。増築の場合は、増築後全体(住宅用附属家も含む)の床面積です。

(※2)「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する「長期優良住宅」に認定されたものです。

(※3)証明に係る調査が住宅の取得の前日2年以内に終了していることが必要です。

(※4)住宅の取得前日2年以内に締結されたものに限り、ます。

◎土地を取得した場合、減額要件のいずれかに該当すれば表Bの額が減額されます。

【表B】

区 分	減 額 適 用 の 要 件	減 額 さ れ る 額
特例適用住宅用土地の取得	①土地を取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されていること ②特例適用住宅を新築した日後1年以内にその住宅用の土地を取得していること ③土地の取得の前後1年以内に、その土地の上にある自己居住用の未使用の新築特例適用住宅を取得していること ④自己居住用以外の未使用の新築特例適用住宅とその土地を、その住宅が新築されてから1年以内に取得していること	次のいずれか多い額が減額されます。 ①45,000円 ②土地1㎡当たりの価格(※) ×〔住宅の床面積×2〕 (200㎡を限度) ×3%
特例適用既存住宅用土地の取得	⑤土地の取得の前後1年以内に、その土地の上にある特例適用既存住宅を取得していること ⑥土地の取得の前後1年以内に、その土地の上にある表A③エに該当する耐震基準不適合既存住宅を取得していること(平成30年4月1日以降の取得に限る)	(※)令和6年3月31日までに宅地を取得した場合は、価格を2分の1にした後の額から1㎡当たりの価格を計算します。

(注1) ①に該当する場合で、取得した土地を引き続き所有している場合は、土地の取得者と家屋の新築を行った者が異なる場合でも、減額の対象となります。また、住宅の新築が土地を取得した者から、当該土地の譲渡を受けた者により行われた場合にも適用されます。

(注2) ②～⑥に該当する場合は、住宅と土地の取得者が同じであることが必要です。

◎税の軽減を受けるためには申請が必要となる場合がありますので、詳細については管轄の県税事務所へお問合せください。税の軽減の要件・申請書等は、宮城県総務部税務課のホームページ(<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/>)で公開しています。



# 県たばこ税

たばこの売渡し等に対して課税されるもので、たばこを購入するときに、その代金の中に含まれているものです。



## 納める人

たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者です。



## 納める額

紙巻たばこ1,000本につき1,070円



## 申告と納税

卸売販売業者等が、毎月分を翌月末日までに申告し、納税します。

### 豆知識

#### 紙巻たばこ1箱（定価580円：20本入り）にかかる税金

	たばこ特別税(国) 16.40円	県たばこ税 21.40円
原材料費・利益等 222.40円	国たばこ税 136.04円	市町村たばこ税 131.04円
	消費税及び地方消費税 52.72円	

全部で357.60円の税金がかかります。（令和3年10月1日から）

# ゴルフ場利用税

ゴルフ場の利用に対して課税されるものです。



## 納める人

ゴルフ場を利用した人が、ゴルフ場の経営者を通じて納めます。



## 納める額

ゴルフ場の等級により定められた額です。（330円から1,200円までの12段階）



## 非課税

次の方の利用については、ゴルフ場利用税が課税されません。

対 象 者	利用するときに必要な手続き
年齢18歳未満の方 年齢70歳以上の方	「非課税利用申込書」の提出及び マイナンバーカード、学生証、運転免許証、パスポート、 健康保険証、住民基本台帳カード（写真付き）等の提示
障害のある方	「非課税利用申込書」の提出及び障害者手帳等の提示
国民体育大会（予選会を含む）のゴルフ競技又は その公式練習に参加する選手 （国民体育大会のゴルフ競技又はその公式練習と してゴルフを行う場合）	（事前に届出が必要となります）
学生・生徒・児童及びその引率する教員 （公認の教育活動）	「非課税利用申込書」の提出及び 学校の教育活動であることを学校の長が証明した書類、利用 者名簿の提出
国際競技大会（※）のゴルフ競技又はその公式練 習に参加する選手 （国際競技大会のゴルフ競技又はその公式練習と してゴルフを行う場合） ※閣議において決定又は了解されたものに限る。	（事前に届出が必要となります）



## 税額の軽減

次の方の利用については、納める額が2分の1に軽減されます（利用料金が一定以上軽減されている等の要件を満たしているゴルフ場に限ります。）。

対 象 者	利用するときに必要な手続き
年齢65歳から69歳までの方	「軽減税率利用申込書」の提出及び マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証、 住民基本台帳カード（写真付き）等の提示
知事が定める競技会に参加するプロ以外の方	（事前に申請が必要となります）
幼稚園の課外活動として利用する教員	「軽減税率利用申込書」の提出及び課外活動であることを幼 稚園長が証明した書類の提出
早朝・薄暮等に利用する方	「軽減税率利用申込書」の提出



## 申告と納税

ゴルフ場の経営者が、毎月分を翌月の15日までに申告し、納税します。



## 市町村への交付

県に納付されたゴルフ場利用税額のうち10分の7が、ゴルフ場の所在する市町村に交付されます。

# 軽油引取税

バス、トラック等の燃料である軽油の引取りに対して課税されます。



## 納める人

特約業者・元売業者から軽油の引取り（購入）を行った者が、特約業者・元売業者を通じて納めます。

なお、この税金は、軽油代金に含まれていますので、軽油の消費者が負担することになります。



## 納める額

軽油 1 キロリットルにつき15,000円

↳ (特例) 32,100円 (当分の間、軽油の引取りに適用されます。)



## 課税免除

次の用途に使用する軽油の引取りについては、課税されません。

- ・石油化学製品製造業の特定の用途
  - ・船舶、鉄道、軌道用車両の動力源の用途
  - ・農業、林業用機械の動力源の用途
  - ・木材加工業（木材注薬業を除く）、セメント製品製造業、鉱物の掘採事業等の特定の用途
- 免税の扱いを受けるためには、県税事務所に免税軽油使用者証及び免税証の交付を申請する必要があります。



## 申告と納税

特約業者・元売業者が、毎月分を翌月末日までに申告し、納税します。



## 混和軽油等に対する課税

- ・軽油と軽油以外の炭化水素油（灯油、重油等）を混和して炭化水素油を製造するときや燃料炭化水素油（※）を自動車の燃料として販売したり消費するときなどは、事前に知事の承認が必要です。
- ・軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造した混和軽油等を販売・消費したり、燃料炭化水素油を自動車の燃料として販売・消費したときは、その販売や消費をした量について税がかかります。
- ・特約業者・元売業者以外の者が軽油を輸入するときは、その輸入数量について税がかかります。この場合、輸入する者が輸入の時までに申告し、納税します。

※燃料炭化水素油…炭化水素油で軽油または揮発油以外のもの

不正軽油に関する情報をお寄せください。

**不正軽油110番 TEL 022(211)2324**

(宮城県税務課) FAX 022(211)2396 MAIL zeimu@pref.miyagi.lg.jp